

設 計 書

市単独事業	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令 和 年 月 日						工 事 概 要	大漣地区法定外水路 L=21.3m 作業土工 1式 コンクリート封入布設置工 1式 埋戻しコンクリート 1式 不陸部碎石敷き均し 1式				
工 事 番 号	第 号											
水 路 名	大漣地区法定外水路											
施 行 位 置	阿久根市 脇本 地内											
工 事 名	大漣地区法定外水路修繕工事											
工 期	令和9年3月15日まで		施 行 方 法		直 営 ・ 請 負							
支 出 科 目	年 度 8	会 計		款		項	目		節			
	区 分		金 額				摘 要					
	設 計 額		円									
其 の 他	大漣地区の法定外水路は未整備であり、吸出し等により隣接する家屋に被害が発生するおそれがあることから、水路の修繕を行うものである。											

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 円 消費税等 相当額 円
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

工 事 設 計 書		
設計書総括情報		
事 務 所 名	阿久根市	
設 計 書 名	実施設計書	
事 業 名		
積算総括情報		
諸 経 費 体 系	A 公共	
適用単価区分	1 実施単価	
単価適用地区	31 北薩③	
単 価 適 用 日	0 令和 8年 9月 1日	
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】	【 前 世 代 】
前払率 (%) 工種 施工地域 現場環境改善費 消費税税率 契約保証	0 0 % (前払金保証対象外) 0 1 河川 0 9 補正無し 0 7 計上無し 0 4 消費税税率：1 0 % 0 3 無保証	

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							X1000
大漣地区法定外水路改修	レベル1			式			Y01000000
土工	レベル2			式			Y01010000
床掘り 土砂、現場制約あり		0.4	m3				SQZ012 0 施工内訳0-0001号表
コンクリート封入布設置工	レベル2			式			Y01010000
コンクリート封入布設置工材料費 78.9m ² あたり		1	式				V0001 0 施工内訳0-0002号表
コンクリート封入布設置工施工手間		79	m ²				V0002 0 施工内訳0-0003号表
埋戻しコンクリート	レベル2			式			Y01010000
無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増有り 一般養生, 現場内小運搬有り		0.4	m3				SQ102 0 施工内訳0-0004号表

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
不陸部碎石敷均し レベル2		式			Y01010000
再生碎石（RC－40）	2	m3			T9106 0
埋戻し 現場制約あり 土砂，締固め有り	2	m3			SQZ016 0 施工内訳0-0005号表
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費（ 率分）		式			
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費		式			
＊＊現場管理費計＊＊					

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
※※工事原価※※						
一般管理費			式			
契約保証費			式			
※※一般管理費等計※※						
※※工事価格※※						
消費税相当額			式			
※※請負工事費※※						
工事価格計						
消費税相当額計			式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0006

請負工事費計	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

床掘り
土砂，現場制約あり
機械構成比：

SQZ012

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0001号表

労務構成比：

材料構成比：

市場単価構成比：

1
標準単価：

m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
普通作業員			普通作業員		R0200
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=1 土砂 F=1 II -1-③-4			B=6 現場制約あり		

コンクリート封入布設置工材料費
78.9㎡あたり

V0001

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0002号表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
CCT1 厚み4.5mm以上 W=1.0×L9.5m/1本	12	本			F0001
アンカーピン メッキ処理 φ13×L250	50	本			F0002
コンクリートアンカー ステンレス SC1060 M10×60	300	本			F0005
ワッシャー ステンレス 内径φ10、外径φ20	150	本			F0006
タッピングビス SUS 4×30	600	本			F0003
接着シーラント 320ml	15	本			F0004
キワガードプレート t2.3×W30×L1022mm	20	本			F0007
*** 単位当り計 ***	1	式			

コンクリート封入布設置工施工手間

V0002

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0003号表

100 m² 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役	1.3	人			R2500 1
特殊作業員	2.6	人			R0100 1
普通作業員	5.2	人			R0200 1
諸雑費	15	%			#01
*** 合 計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員	0.285	人			R0200 1
特殊作業員	0.079	人			R0100 1
土木一般世話役	0.065	人			R2500 1
生コンクリート 1 8 - 8 - 4 0 (普通)	1.070	m 3			T0922 1
高炉Bセメント補正	1.070	m 3			T0900 1
生コン運搬小型車割増	1.070	m 3			T0904 1
＊＊ 代表機労材規格 ＊＊	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
《施工パッケージ》積算単価》	1.00	m3			E0001
＊＊＊ 単位当り計 ＊＊＊	1	m3			
A=1 無筋・鉄筋構造物 C=4 人力打設(-1≦H≦1) E=2 高炉			B=1 設計日打設量10m3/日未満 D=3 18- 8-40 G=2 小型車割増有り		
H=2 一般養生 L=1 全ての費用			J=1 現場内小運搬有り M=1 II -4-①-4		

埋戻し
現場制約あり
機械構成比：

労務構成比：

SQZ016
土砂，締固め有り

材料構成比：

施工内訳表

施工内訳0-0005号表

標準単価：
1

m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
タンパ賃料 6 0～8 0kg			タンパ及びランマ 質量6 0～8 0kg		T0440
普通作業員			普通作業員		R0200
特殊作業員			特殊作業員		R0100
ガソリン			ガソリン レギュラー スタンド		T0001
積算単価			積算単価		EP001

埋戻し
現場制約あり
機械構成比：

労務構成比：

SQZ016
土砂，締固め有り

材料構成比：

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0005号表

1
標準単価：

m3 当り

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
*** 単位当り計 ***					
A=6 現場制約あり C=1 有り			B=1 土砂 E=1 II-1-③-13		

入力データ一覧表

頁0-0013

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
X1000	※※本工事費※※			
Y01000000	大漣地区法定外水路改修 レベル1	式		
Y01010000	土工 レベル2	式		
SQZ012	床掘り 土砂, 現場制約あり	0.4 m3		A=1,B=6,F=1 A=土砂,B=現場制約あり,F=Ⅱ-1-③-4
Y01010000	コンクリート封入布設置工 レベル2	式		
V0001	コンクリート封入布設置工材料費 78.9㎡あたり	1 式		
V0002	コンクリート封入布設置工施工手間	79 ㎡		
Y01010000	埋戻しコンクリート レベル2	式		
SQ102	無筋・鉄筋構造物人力打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増有り	0.4 m3		A=1,B=1,C=4,D=3,E=2,G=2,H=2,J=1,L=1,M=1 A=無筋・鉄筋構造物,B=設計日打設量10m3/日未満,C=人力打設(-1≤ H≤1),D=18- 8-40,E=高炉,G=小型車割増有り,H=一般養生,J=現場内 小運搬有り,L=全ての費用,M=Ⅱ-4-①-4
Y01010000	不陸部碎石敷均し レベル2	式		
T9106	再生碎石 (R C - 4 0)	2 m3		
SQZ016	埋戻し 現場制約あり	2 m3		A=6,B=1,C=1,E=1 A=現場制約あり,B=土砂,C=有り,E=Ⅱ-1-③-13
G0000	※※直接工事費※※			
Z0050	共通仮設費 (率分)	式		
G1000	※※共通仮設費計※※			
G2000	※※純工事費※※			
Z0020	現場管理費	式		

入力データ一覧表

頁0-0014

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 値
G2900	＊＊現場管理費計＊＊			
G4000	＊＊工事原価＊＊			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	＊＊一般管理費等計＊＊			
G4800	＊＊工事価格＊＊			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	＊＊請負工事費＊＊			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		
G4900	請負工事費計			

登録単価一覧表

頁0-0015

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F0001	CCT 1 厚み4.5mm以上 W=1.0×L9.5m/1本	本	120,000				
F0002	アンカーピン メッキ処理 φ13×L250	本	340				
F0003	タッピングビス SUS 4×30	本	16				
F0004	接着シーラント 320ml	本	1,500				
F0005	コンクリートアンカー ステンレス SC1060 M10×60	本	400				
F0006	ワッシャー ステンレス 内径φ10、外径φ20	本	50				
F0007	キワガードプレート t2.3×W30×L1022mm	本	7,500				

機 労 材 集 計 表

頁0-0016

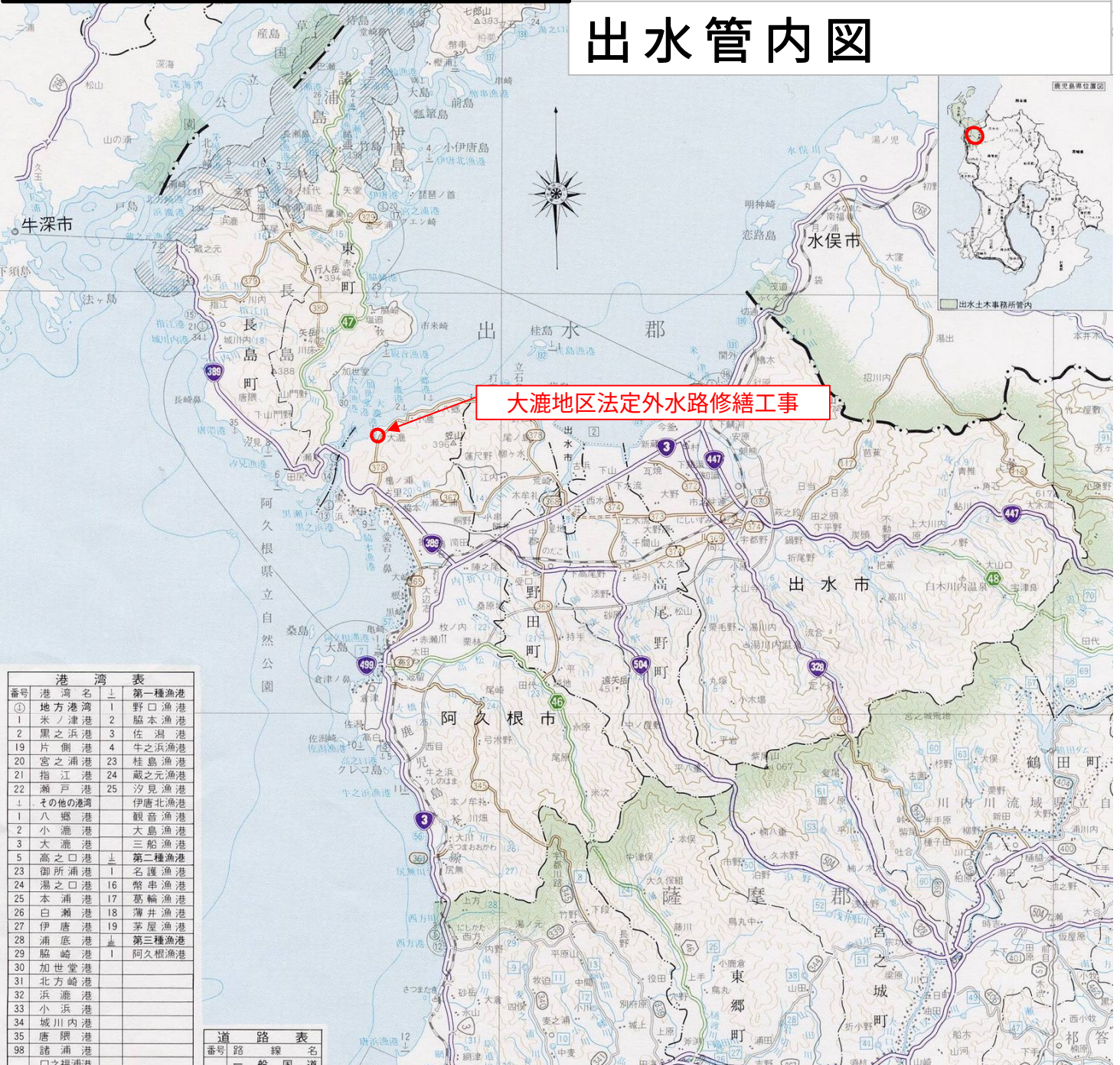
項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	R0100	202		2.1456	人	特殊作業員	労務単価
2	R0200	202		4.9300	人	普通作業員	労務単価
3	R2500	202		1.0530	人	土木一般世話役	労務単価
4	T0001	221		0.3600	L	ガソリン	3-1 燃料類
5	T0440	382		0.0800	日	タンバ賃料	建設機械賃料
6	T0900	214		0.4280	m3	高炉Bセメント補正	1-2 生コン補正
7	T0904	214		0.4280	m3	生コン運搬小型車割増	1-2 生コン補正
8	T0922	215		0.4280	m3	生コンクリート	1-3 生コンクリート
9	T9106	230		2.0000	m3	再生碎石（RC-40）	5-4 再生碎石

数 量 計 算 表

工種	項 目		計 算 式 (上段：当初，下段：変更)	数量 上段：当初 下段：変更	設計数量 (上段：当初) (下段：変更)	単位	備 考
	種 別	細 別					
大漣地区法定外水路修繕工事	水路修繕工事		21.3	21.3	21.3	m	
		計			21.3	m	
水路工	作業土工	床掘り 土砂、現場制約あり	0.4	0.4	0.4	m3	
	コンクリート 封入布設置工	コンクリート封入布設置工材料費	1.0	1.0	1	式	
		厚み4.5mm以上					
		コンクリート封入布設置工施工手間	78.9	78.9	79	m2	
	埋戻しコンクリート	無筋・鉄筋構造物人力打設、18-8-40(高炉) 小型車割増有り、一般養生、現場内小運搬有り	0.4	0.4	0.4	m3	
		再生碎石（RC-40）	2.1	2.1	2	m3	
	不陸部碎石敷き均し						
		埋戻し 現場制約あり、土砂、締固め有り	2.1	2.1	2	m3	

大漣地区法定外水路修繕工事

北薩地域振興局 出水管内図



番号	港湾名	第一種漁港
①	地方港湾	1 野口漁港
1	米ノ津港	2 脇本漁港
19	黒之浜港	3 佐潟港
2	片側港	4 牛之浜漁港
20	宮之浦港	23 桂島漁港
21	指江港	24 蔵之元漁港
22	瀬戸港	25 汐見漁港
その他の港湾		伊唐北漁港
1	八郷港	観音漁港
2	小漣港	大島漁港
3	大漣港	三船漁港
5	高之口港	第二種漁港
23	御所浦港	1 名護漁港
24	湯之口港	16 幣串漁港
25	本浦港	17 葛輪漁港
26	白瀬港	18 薄井漁港
27	伊唐港	19 茅屋漁港
28	浦底港	第三種漁港
29	脇崎港	1 阿久根漁港
30	加世堂港	
31	北方崎港	
32	浜瀬港	
33	小浜港	
34	城川内港	
35	唐隈港	
98	諸浦港	
	口之福浦港	

番号	幹川名	支川名
1	境川	境川
2	米ノ津川	米ノ津川
3	"	高柳川
4	"	江良川
5	"	平良川
6	"	鍋野川
7	"	軸谷川
8	"	高川
9	"	坂元川
10	高尾野川	高尾野川
11	"	野田川
12	"	岩下川
13	"	御手洗川
14	江内川	江内川
15	浦底川	浦底川
16	小浜川	小浜川
17	指江川	指江川
18	城川内川	城川内川
19	汐見川	汐見川
20	新田川	新田川
21	折口川	折口川
22	"	内田川
23	高松川	高松川
24	"	山下川
25	大橋川	大橋川
26	大川	大川
27	尻無川	尻無川

番号	路線名
3	3 号
328	3 2 8 号
389	3 8 9 号
447	4 4 7 号
499	4 9 9 号
504	5 0 4 号
主要地方道	
46	阿久根東郷線
47	葛輪瀬戸線
48	出水菱刈線
一般県道	
117	水俣出水線
118	湯出大口線
345	下東郷阿久根線
361	薩摩大川停車場線
362	阿久根停車場線
365	脇本赤瀬川線
367	脇本庄線
368	荒崎田代線
369	出水水停車場線
370	出水停車場線
371	米ノ津港線
372	沖田新蔵線
373	庄上瀬瀬線
374	出水高尾野線
378	荒崎黒之浜港線
379	長島宮之浦港線
380	平尾川床線
397	鶴田定ノ段線

1 : 250,000

(図面凡例)

○:位置

一主一般国道	自動車道	有料道路	その他の道路	一級河川	二級河川	ダム・発電所	港	漁	海岸保全	海	県市町村界	市町村界	市町村界	土木事務所界	J R	公園	三角点・標高点	等高線
--------	------	------	--------	------	------	--------	---	---	------	---	-------	------	------	--------	-----	----	---------	-----

特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名：大漣地区法定外水路修繕工事

工事場所：阿久根市 脇本 地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) 河川事業設計基準書（鹿児島県土木部河川課制定）
- (6) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (7) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (8) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (9) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

(電子納品)

第4条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第5条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第6条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の

搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第7条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- (1) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前1項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第8条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
 - (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告
前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第9条 現場代理人の兼任

- 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円*未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円*以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第10条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第11条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

（国土調査の基準点等測量標識等の保全）

第12条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第13条 床掘及び切土

切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。監督職員の承認を受けずに、切りすぎた土量の増については、変更契約の対象にしない。

第14条 コンクリート工

コンクリートは下記のとおりとする。

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所
高炉セメント B種	18N/mm ²	8±2.5cm	40mm	埋戻しコンクリート

（管内（県内）建設業者の優先使用）

第15条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

（県産資材の優先使用について）

第16条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

指定主要資材 （7品目）	生コン（レディミクストコンクリート） 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝 コンクリート二次製品
-----------------	---

2 再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生切込砕石 （かごしま認定リサイクル製品）	RC-40	裏込材

第17条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト

混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場合に掲げなければならない。

第18条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第19条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（過積載等の防止）

第20条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

第3章 その他

（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

第21条 阿久根市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止）

第22条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

(週休2日)

第23条 本工事は、「週休2日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事实施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

(環境改善実施要領について)

第24条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H16：鹿児島市

H17：指宿市

H22：出水市、南さつま市

H25：霧島市、阿久根市

H26：鹿屋市、始良市

H29：長島町

R03：西之表市、中種子町、錦江町

R04：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R06：大崎町

R07：志布志市

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

[illegible]

(別紙 1)

工 事 打 合 簿

[illegible]

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

材料使用承認願

工 事 名

請負業者名

工 期

現場代理人 印

路線（河川名）

総括監督員 印

工事箇所名

監 督 員 印

[illegible]

契約担当者

殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に
留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の 緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）

○兼任する他の工事について、兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

「認定証」サンプル

第4号様式（第6条関係）

認定番号 鹿リ認第 〇〇〇〇号

かごしま認定リサイクル製品認定証

製品名：RC-40
（品目：土木建築関係製品）

製造者：株式会社 〇〇〇〇

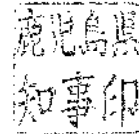
所在地 〇〇〇〇

法人代表者 代表取締役 〇〇〇〇

上記の製品は、かごしま認定リサイクル製品認定制度実施要綱第6条により認定された製品であることを証する。

令和元年10月7日

鹿児島県知事 三反園 訓



認定の年月日	令和元年10月7日
認定の有効期限	令和7年3月31日
製造事業所及び所在地	〇〇〇〇
製品の原材料となる産業廃棄物の種類	がれき類
配合の比率	コンクリート塊100%
審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工事共通仕様書（「第2編材料編 第2章土木工事材料 第3節骨材 2-2-3-3アスファルト舗装用骨材」及び「第3編土木工事共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工 3-2-6-3アスファルト舗装の材料」の再生碎石及び下層路盤材の適合条件）
主な用途	路盤材、基礎材、裏込材、埋戻材
その他	認定リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載

【認定制度担当部署】

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課
（リサイクル推進係）

(受領書記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

(搬出元)

株式会社 ○○○建設
○○ ○○ 殿

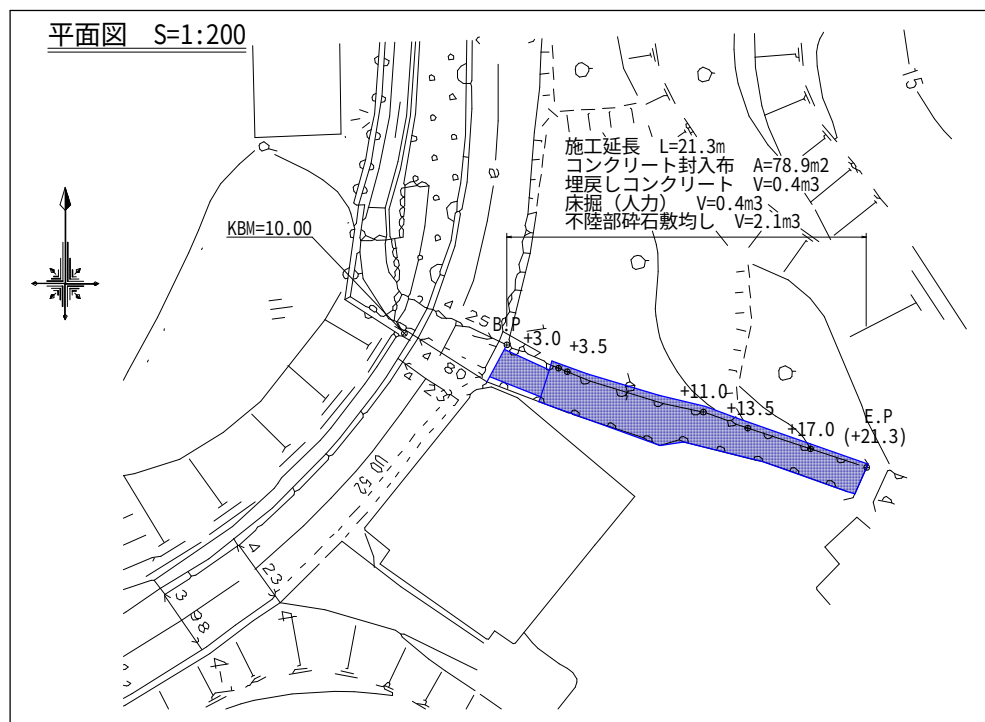
(搬出先)

●●●●●処分場
代表取締役 ●● ●●●

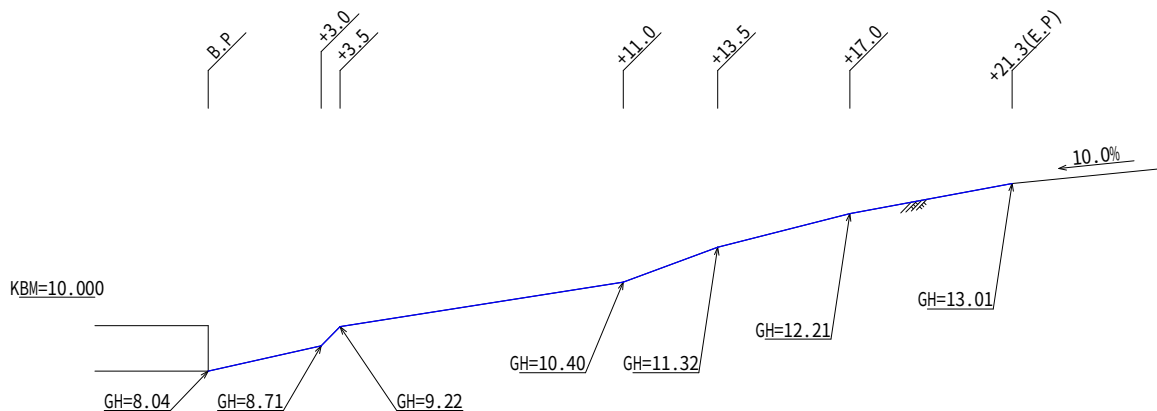
建設発生土受領書

- 搬出先の名称及び所在地 : ●●●●●処分場
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 搬出先の管理者の商号, 名称 : 株式会社 ○○○○○
- 搬出元の名称及び所在地 : 道路改築工事 (●●工区)
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 土砂の搬出量 : 第1種建設発生土 約○○,○○○m³
- 搬入が完了した日 : 令和〇年〇〇月〇〇日

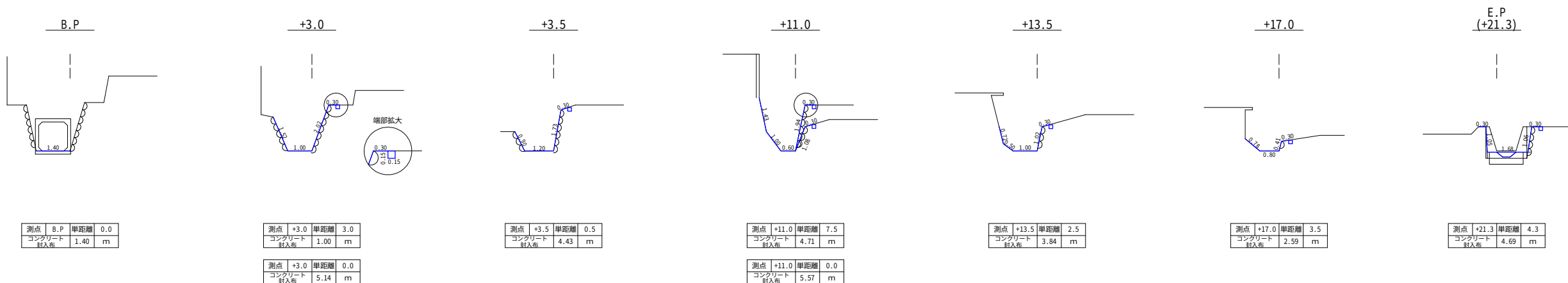
大瀧地区法定外水路修繕工事



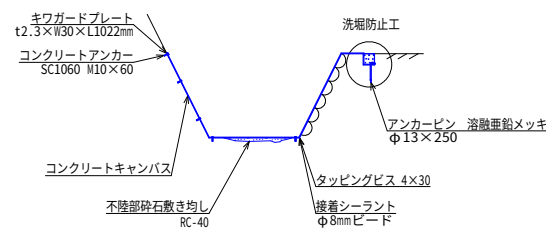
縦断面図 S=1:200



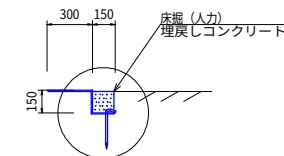
横断図 S=1:100



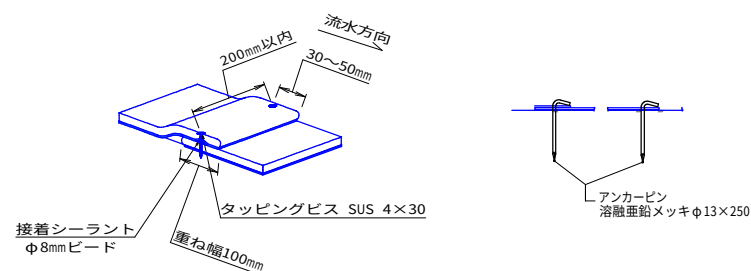
標準断面図 S=1:50



洗掘防止工詳細図 S=1:25



ジョイント部詳細図



数量表

数 量 表			1.0式当り
名 称	規 格	計 算 式	数 量 単位
コンクリート封入布		$((1.40+1.00) \times 3.0 + (5.14+4.43) \times 0.5 + (4.43+4.71) \times 7.5 + (5.57+3.84) \times 2.5 + (3.84+2.59) \times 3.5 + (2.59+4.69) \times 4.3) \div 2$	78.9 m2
埋戻しコンクリート	18-8-40 t=150mm	$(21.3-3.0) \times 0.15 \times 0.15$	0.4 m3
床掘	人力	$(21.3-3.0) \times 0.15 \times 0.15$	0.4 m3
不陸部砕石敷均し	RC-40 平均厚 t=100mm 平仕度 t=1	$21.3 \times 1.00 \times 0.10$	2.1 m3

コンクリート封入布施工材料表

品 名	規 格	数 量	単 位	備 考
CCT1 (厚み4.5mm以上)	W1.0×L9.5m/1本	12.0	本	口ス率1.35
アンカーピン	メッキ処理 φ13×L250	50.0	本	煙側用
コンクリートアンカー	ステンレスSC1060 W10×60	300.0	本	家屋側、水路底面用
ワッシャー	ステンレス内径φ10、外径φ20	150.0	本	コンクリートアンカー用
タッピングビス	SUS 4×30	600.0	本	製品接続用
接着シーラント	320ml	15.0	本	製品接続用
キワガードプレート	t2.3×W30×L1022mm	20.0	本	溶融亜鉛メッキ 10組本 孔径11mm, 孔数11個

実施設計図

阿久根市	
工事名	大渡地区法定外水路修繕工事
水路名	大渡地区法定外水路
工事箇所	阿久根市 脇本 地内
図面種類	平面図・縦断面・横断面・標準断面図
縮 尺	各 図 参 照
図面番号	全 1 葉 第 1 号